

答申第 1119 号

諮問第 1764 号

件名：行政文書ファイル名が令和 3 年～5 年防火管理の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書のうち、審査請求の対象となった令和 3 年及び令和 4 年に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 8 月 9 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 23 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受理

令和 5 年 8 月 9 日、請求人が愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）に来庁し、備え付けの行政文書ファイル管理簿を閲覧の上、行政文書開示請求書を記載、提出したため、処分庁は、行政文書ファイル名が

平成 30 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

平成 31 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

令和 2 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

令和 3 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

令和 4 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

令和 5 年特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書

令和 3 年～5 年防火管理

請求日現在、稲沢署で保管するもの

を対象とする開示請求（以下「本件開示請求」という。）を受理した。

(イ) 決定期間の延長及び行政文書不開示決定

本件開示請求のうち、行政文書ファイル名が平成 30 年から令和 5 年までの特別要注意者及び問題被留置者の指定報告書について、処分庁は、開示請求が同時期に集中したことにより、条例第 12 条に定める決定期間（開示請求があった日から起算して 15 日以内）に開示決定等することが事務処理上困難であるため、条例第 12 条第 2 項に規定する開示決定等の期限の延長に該当すると判断し、請求人に対し、決定期間延長通知書を送付すると同時に、本件開示請求のうち、行政文書ファイル名が令和 3 年～5 年防火管理については、対象となる文書が存在しないとして、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）通知書（令和 5 年 8 月 23 日付け、総施発第 3519 号）を請求人に送付した。

なお、本件処分の通知書には、補足説明文書を添付し、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づき作成義務のある書類については、防火管理維持台帳との名称の行政文書ファイルに保存をしている旨及びそれ以外で庁舎の防火管理に関する書類については、防火管理との名称の行政文書ファイルに保存するとなっているが、令和 3 年から請求日現在まで防火管理との名称の行政文書ファイルに保存すべき文書を作成または取得していないため、令和 3 年から令和 5 年の防火管理との名称の行政文書ファイルは作成していない旨を請求人に通知した。

イ 行政文書ファイル管理簿について

処分庁が管理する行政文書に係る開示請求の受付等を行うための窓口（以下「情報公開窓口」という。）については、住民サービス課情報公開センター、運転免許試験場、東三河運転免許センター及び警察署に設けられており、情報公開窓口には、開示請求者から行政文書の名称又は行政文書を特定するのに役立つ情報として、行政文書ファイル管理簿が備え付けられている。

ウ 請求人の主張の失当性

請求人は、

- (ア) 行政文書ファイル管理簿（令和 5 年 6 月）には登載されておらず、それ以前の行政文書ファイル管理簿に登載されていたので、「令和 3 年、4 年防火管理」は開示されるべきものであるとのため、開示を求める。
- (イ) 「防火管理に関する書類については、令和 3 年から請求日現在まで同行政文書ファイルに保存すべき文書を作成または取得しておりません。」と主張するのであれば、行政文書ファイル管理簿にはなぜ登載されているのですか。登載しているのであれば、空ファイルではないの

で開示することを求める。

- (ウ) 「消防法に基づき作成義務のある書類については、防火管理維持台帳の行政文書ファイルにて保存をしております。」と主張するのであれば、その文書名を行政文書ファイル管理簿になぜ掲載しないのですか。掲載すべき行政文書ファイル名であると主張している。

しかし、稲沢警察署では、防火管理との名称の行政文書ファイルに保存すべき文書を作成または取得していないため、請求人の主張(ア)・(イ)にある、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿（令和5年6月）以前の行政文書ファイル管理簿に当たる、行政文書ファイル管理簿（令和4年6月）には同行政文書ファイルは掲載しておらず、そのことについては、本件処分の通知書の補足説明文書にて、既に請求人に通知をしている。

また、同補足説明文書の記載内容を基にした請求人の主張(ウ)は、文書管理事務に対するものであって、本件処分に対する主張ではないため失当である。

(2) 結語

以上のとおり、請求人の主張は理由がないものであるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

審査請求人は審査請求書において「令和3年・4年 防火管理」は開示されるべきものであるので、開示を求めると主張していることから、本件請求対象文書は、稲沢警察署が令和3年防火管理及び令和4年防火管理という名称の行政文書ファイルに保管している行政文書と解される。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿には、令和3年防火管理及び令和4年防火管理という名称の行政文書ファイルは掲載されておらず、本件請求対象文書は存在しないとのことである。

また、消防法に基づき作成義務のある書類については、防火管理維持台帳という名称の行政文書ファイルに保存しており、それ以外の庁舎の防火管理に関する書類については、防火管理という名称の行政文書ファイルに保存することとなっているが、令和3年及び令和4年は防火管理という名称の行政文書ファイルに保存すべき文書を作成又は取得していないとのことである。

当審査会において、処分庁から提出された稲沢警察署の行政文書ファイル管理簿を確認したところ、令和2年防火管理という名称の行政文書ファイルは掲載されていたが、令和3年防火管理及び令和4年防火管理

という名称の行政文書ファイルは登載されていなかった。

イ これらのことからすれば、本件請求対象文書を管理していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

行政文書ファイル名が

令和3年～5年 防火管理

請求日現在、稲沢署で保管するもの

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 0 . 5	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 9 . 2 6 (第 693 回 審査会)	審議
6 . 1 0 . 3 1 (第 694 回 審査会)	審議
6 . 1 1 . 2 7	答申